

公立大学法人福井県立大学 会計監査業務仕様書

1 業務の名称

公立大学法人福井県立大学（以下「法人」という。）会計監査業務

2 監査対象機関

機関名 公立大学法人福井県立大学

所在地 福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島 4-1-1

3 業務の内容

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第35条の規定に基づく財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）および決算報告書についての監査の実施並びに法第34条第2項の規定に基づく意見書の提出業務等として次の業務を行うこととする。

(1) 法人の財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）および決算報告書に関して、法の規定に基づき行う監査業務

- ・ 予備調査 ・ 監査計画の作成 ・ 期中監査
- ・ 期末監査 ・ 監査報告書の作成

(2) 法人理事・監事との連携業務

- ・ 監査計画についての説明、意見交換
- ・ 監査報告書についての説明、意見交換
- ・ その他、監査業務に係る説明、報告、意見交換等

(3) 法人会計についての相談・助言・支援業務

※再任された場合は、次年度以降（令和8事業年度・令和9事業年度）の監査に当たっては、前年度の課題等を踏まえた対応を行うこととする。

4 履行期間

会計監査人の任期は、契約締結の日から令和7年度財務諸表の福井県知事の承認の日までとする。なお、法第39条に準ずる解任等の特別の事情がない限り、令和8年度決算および令和9年度決算においても再任する方針とするが、契約については単年度ごとに締結するものとする。

5 監査実施体制

本監査業務の実施に当たっては、4名以上（うち、公認会計士2名以上）の監査チームを構成し実施すること。また、そのチーム内の公認会計士1名を本監査業務に係る統括責任者（監査責任者）として指定し、本監査業務全般の管理を行うこととする。

6 その他留意事項

(1) 法令の遵守

本監査業務の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。

(2) 個人情報の保護

個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法の趣旨に従い、厳密かつ適正に行うこと。

(3) 守秘義務

本監査業務の履行により知り得た秘密を、第三者に漏らしてはならない。この義務は、事業者は契約期間終了後においても、担当者は担当を終えた後および退職した後においても同様とする。

(4) 書類保管

法令に基づき、関係書類の整理に努め、適切に保管すること。契約期間が終了した場合には、法人から貸与した書類等は返還すること。